

【乾燥・調製をJAや民間事業者に委託されている方へ】

令和4年産からは水稻共済の

ぜんそうさい

全相殺方式をご検討ください。

青色申告の方は**収入保険**をご検討ください！

JAのカントリーエレベーター等で乾燥調製を行っている方や他の農業者又は粃すり業者に**乾燥や粃すり等を依頼している方は**、補償が充実した**全相殺方式**への加入をすることができます。

補償を充実したい方におススメ！

一筆方式は被害ほ場の収穫量が3割を超えて減少したときに平年収量の7割まで補償されましたが、全相殺方式は加入者の収穫量が1割を超えて減少したときに**9割まで補償**できます。

損害査定も明確！

JAや粃すり業者から提供された出荷データをもとに損害査定を行います。
損害評価員に現地評価に協力いただく必要もありません。

掛金負担を抑えたい方は・・・

補償割合を下げれば**掛金負担を抑えて加入**できます！
例えば7割補償を選択すると一筆方式と同程度の掛金です。

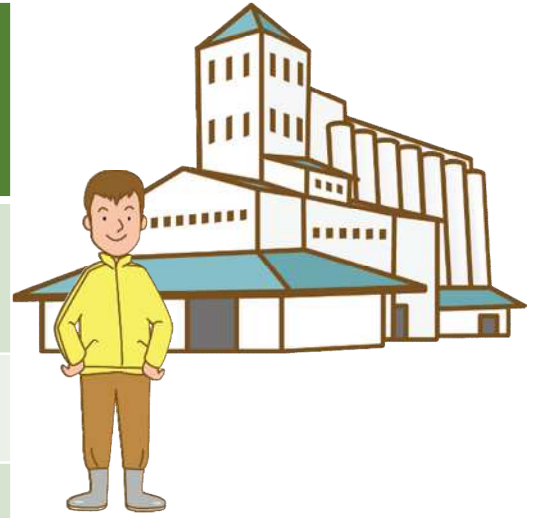
大きな被害を個別に補償して欲しい方は・・・

わずかな掛金負担で、**ほ場ごとに半分以上の大きな被害**があった場合に個別に補償する特約を付加することができます！

裏面で補償割合と掛金を比較してみましょう！

ご希望に合わせて選べます！

引受方式	補償割合	農業者負担掛金 (賦課金込み) (10a当たり)
地域インデックス方式	9割まで補償	160円
半相殺方式	8割まで補償	163円
一筆方式	7割まで補償	135円



令和3年産までで廃止

わずかな掛金負担では場ごとの大きな被害に備えられます

引受方式	補償割合	農業者負担掛金 (賦課金込み) (10a当たり)	一筆半損特例あり
全相殺方式	9割まで補償	194円	198円
	8割まで補償	155円	162円
	7割まで補償	133円	141円

補償単価を下げ、掛金を抑えることもできます！

掛金負担を抑えたい方に
オススメ！

※一筆半損特約とは、収穫量が半分以上減少したほ場がある場合に、5割減収と評価して、個別に共済金を支払う特約です。

※基準収穫量を10aあたり500kg、1kg当たり単価194円、危険段階0と仮定した場合の計算になります。

※全相殺方式加入にはいくつかの条件があります。
詳しくは最寄りの愛知県農業共済組合事務所までお問い合わせください。

尾張支所	(0587) 58-5800
尾張支所 海部津島出張所	(0567) 66-1711
尾張支所 半田出張所	(0569) 25-4451
西三河支所	(0566) 77-3220
東三河支所	(0531) 24-1789
東三河支所 豊川出張所	(0533) 84-7300

※海部津島出張所は、令和4年2月末をもって尾張支所と統合し移転となります。
3月以降の海部津島出張所への問合せは電話番号(0587) 58-5800へおかけください。